

企画競争説明書

業務名称：ウクライナ国農業生産基盤回復情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）

調達管理番号：23a00937

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年2月21日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024年2月21日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウクライナ国農業生産基盤回復情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年4月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ 農業・農村開発第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 2月 27日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 2月 27日 12時
3	質問への回答	2024年 2月 28日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 3月 4日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年 3月 7日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、

CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワード

を設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけ

ますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ウクライナは肥沃な大地に恵まれ、欧州のパンかごと称される穀倉地帯である。同国産のコムギは世界の流通量の10%を占める他、ヒマワリ油は同じく50%を占めるなど、世界の食料安全保障を考える上でも重要な国の1つである。2021年には、農業セクターが同国GDPの16%、輸出額の41%を占め、同国において農業セクターは経済セクターの一部と見なされている（以上、世銀）。2022年2月から続くロシアによる侵攻による農地での戦闘やミサイル等の着弾により、農地の25%が重金属等で汚染されていると報告されている。さらにロシアによる農業機械の破壊・略奪も影響し、農業生産は大きく減少した。世銀が2022～2023年にかけて実施した「Rapid Damage and Needs Analysis Phase2 (RDNA2)」の調査報告書によると、2022年の農業生産量は30%低下し、農業セクター全体で87億米ドルの直接損失、副次的損失は315億米ドルと推計されており、合計400億米ドル以上もの損失となっている。同国における主要経済活動の一つである農業セクターの回復は、経済回復に繋がるため、支援が急務である。

農業セクターの回復に当たっては、まず農地からの汚染物質の除去が必須である。ただし除去には莫大な費用と期間を要することが推測されるため、短期的に農業生産を増やす方策として、土壌を用いない営農体系、例えば施設栽培や植物工場の導入も有効と考えられる。ウクライナはEU経済圏とも密接な繋がりがあり、既にバリューチェーンの下流側が出来上がっていることから、バリューチェーンの上流側で付加価値の高い営農を導入することも農業セクター回復に繋がると考えられる。また、同国では戦前より労働人口が減少しつつあったが、兵役や国外移住によって減少に拍車がかかっているため、資本集約的な営農体系の導入も一考の余地があると考えられる。

なお、ウクライナではソビエト時代に導入された古い灌漑システムが利用されてきた。しかしながら、ソビエト時代の大規模集団農場を前提とした設計であることから使い勝手が悪く、十分に維持管理されていないことから、ロシアによる侵攻前から灌漑システムの約 75%が機能不全に陥っていた。さらに、世銀は 2017 年に作成した「Irrigation and Drainage Strategy of Ukraine」の中で、農地のうち 1%しか灌漑が使えていないと報告すると共に、農業生産性を向上させるうえで灌漑システムのリハビリや近代化の重要性が指摘されている。

第 2 条 調査の目的と範囲

本調査は、同国の農業ポテンシャルを回復・向上させることを目的に、汚染土壌の回復、汚染された土壌を利用しない先進的施設栽培の導入及び灌漑システムのリハビリ・近代化計画の 3 点について基礎情報を収集する。併せて、これらの分野における、日本による将来の協力の可能性を検討することを目的とする。

第 3 条 調査実施の留意事項

(1) ウクライナ側関係者への丁寧な説明と関係構築

本調査では、ウクライナ農業政策・食料省を主要な調査協力機関とするが、同省傘下の専門機関や研究所、あるいは大学や職業訓練校と連携する必要がある。調査の実施に当たっては関係機関に調査計画等を説明すると共に、それぞれの調査の途中経過や結論を広く関係機関に共有することとする。

(2) コンサルタントの現地渡航の制約とローカルリソースの活用

調査計画時点でウクライナへの渡航が制限されていることから、調査に当たってはローカルコンサルタント、教育機関、研究機関といった現地のリソースの活用を基本とする（ただし、ウクライナ人リソースを活用する際も、契約関係に応じて安全配慮義務の程度は異なるものの、安全対策措置等の対象となる）。戦時下のウクライナに対しては、これまでも遠隔での活動を実施してきたが、これまでの JICA の活動において完全な遠隔調査は質の担保が課題となることが分かっている。品質管理のためのクロスチェック体制の確立、近隣国での類似例の調査、あるいはウクライナ関係者を近隣国に呼び寄せることでの対面式の協議実施の可能性を検討する（ただし、本調査では、関係者の日本への招へいは想定しない）。なお、現地調査においてウクライナ人リソースを活用する際も、邦人、第三国人の渡航と同様に安全配慮をすること。

(3) 先進的施設栽培の実施

先進的施設栽培に関する調査の実施に当たっては、効果実証のため、必要な営農資機材を調達し、実証試験を行うこととする。実証試験の資機材調達は1,500万円の定額計上とし、具体的な方策は調査を通じて決定する。実証施設の設置先は、JICAが協議する大学または職業訓練校を想定する¹。

(4) 灌漑事業の出口戦略

ウクライナでは灌漑への支援ニーズが聞かれる一方、灌漑システムの主な利用者は企業型の大規模農家で、零細農家や家族経営農家といった農業セクターの太宗はあまり灌漑システムを利用していないことが予想される。灌漑事業を検討するにあたり、裨益対象の規模感、公的機関の役割、加えて治安状況も踏まえ、従来の日本のODAスキームでの事業実施が難しい場合があると想定される。他方で、2023年に行われたG7農相会議では、ウクライナの灌漑再建に当たり日本も支援することが表明されており、政府としては灌漑支援に前向きである。調査に当たっては、ODAだけではなく、他ドナー連携や民間融資の可能性も選択肢としつつ、ODAとしての出口戦略²を検討することとする。

(5) 農林水産省との連携

農林水産省は本調査とは別途、日本技術を適用したウクライナ農業セクターへの貢献策を検討している。JICAと農林水産省の間で意見交換をしつつ、必要な連携を検討するが、本調査を受注するコンサルタントにおいても、複数の調査・検討が同時並行で実施されることによってウクライナ側に誤解や混乱を生じさせないように留意が求められる。

なお、2月19日の「日・ウクライナ経済復興推進会議」にて発信された、農業セクター協力の方針についても確認し、本調査に関連する事項に留意すること。

(6) 開発パートナーによる農業支援の確認

ウクライナの農業セクターは、国際機関や各国ドナーの関心が高く、多くの協力が計画・実施されており、既に現地活動を再開している開発パートナーも多い。本調査に当たっては、関連する開発パートナーの活動について情報

¹ 具体的に連携可能な機関があればプロポーザルにて提案する。

² 灌漑利用者の太宗が企業型の大規模農家であった場合等、多様な場面に応じたODAとしての出口戦略を提案願います。

を収集・整理し、本調査の出口戦略を考える上でのデマケや、潜在的な連携相手を見極めて報告書を作成することとする。

(7) 邦人渡航の可能性を留保

今後の安全管理体制の確立や戦況の変化等により、JICA 関係者（邦人）のウクライナ入国が可能と判断した場合には、渡航時の最新の JICA 安全対策措置に従い、安全対策に万全を期した上で、ウクライナ国内で活動を実施する。ウクライナへの渡航が可能となった際の業務実施方法の変更にあたっては、受注者と JICA の間で協議し必要な人月・経費を改めて計上する。

第4条 調査の内容

(1) 既存資料の確認

ウクライナ国「農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査」報告書等の既存資料から、本調査に関連する基本情報を収集・整理し、本体調査の効率的な実施に向け準備する。

(2) 灌漑・排水システムの最適化事業案の検討

本件については、ウクライナ側からオデーサ州の既存灌漑システムをパイロット的に着手するとの提案があったため、調査対象を同州に限定する。また、灌漑システムだけではなく、排水システムについても調査対象とする。オデーサ州における各種現地調査に当たっては、現地再委託を認める。

- ① 既存資料やヒアリングを通じ、オデーサ州全域の営農概要を把握し、灌漑・排水システムのインベントリを作成する。
- ② 各灌漑システムにおける営農の規模感や営農体系（企業型/個人、穀物/園芸、重力灌漑/機械灌漑、国内避難民による営農の有無、等）を比較検討し、ウクライナ側の意見も確認して特徴的と思われる灌漑・排水システム3ヶ所程度を選定する。③以下の調査は選定された灌漑・排水システムとその受益地を対象とする。
- ③ 対象灌漑・排水システムに係る詳細（施設の種別、建設年、設計上の能力、維持管理の状況、現在の発揮能力、等）を把握する。
- ④ 対象灌漑・排水システムの維持管理に係る体制（水利組合の体制と活動、政府機関の役割と予算、維持管理の頻度、現在の課題、等）を調べる。

- ⑤ 対象地における営農の詳細（耕地面積、作付面積、農家数、作目、収量、販売先、等）を調べる。
- ⑥ 他ドナー、国際機関による灌漑協力について情報収集し、特にオデーサ州で適用可能な協カスキームを特定する。
- ⑦ 上記調査結果から、各対象灌漑・排水システムの最適化（リハビリりまたは近代化）について優先度の高いオプションを複数案検討する。検討に当たっては、工費概算及び灌漑能力向上のインパクトから総合的な経済分析を行ったうえで提案することとする。また、各オプションの裨益者属性や工事の内容等から、適用可能な実施スキーム（日本 ODA、他ドナー/開発銀行関与、非 ODA 等）も併せて検討する。

（3）先進的施設栽培のパイロット活動

土壌汚染に左右されない営農手法のパイロット事業として、施設栽培のデモンストレーションを行う。パイロットの実施に当たっては、先進技術も導入する。パイロット事業は、できるだけ長い期間をかけて実証、効果の発信を行うこととし、パイロット事業の維持管理については現地再委託を認める。また、パイロットで用いた資機材は最終的にウクライナ側に譲渡することとし、調査終了前に譲渡に関する JICA の手続きをサポートすることとする。

- ① ウクライナにおける施設栽培の概況を確認する。その際に、企業型と個人または小規模な施設栽培において、それぞれ使われている技術・資材の主流を確認する。
- ② ウクライナ国内で入手可能な施設栽培に関する技術・知見及び資機材を確認する。
- ③ ウクライナで適用可能と思われる日本の技術・知見をレビューし、②の情報と併せて先進的技術カタログ³を作成する。本作業に当たっては、JICA 民間連携事業における農業分野の技術・知見も活用する。
- ④ 技術カタログ及びウクライナ国内で入手できる資機材と組み合わせ、先進的施設栽培を複数提案する。

³ 先進的技術カタログには、日本の技術のレビュー及びウクライナでの適用可能性の分析が必要と思われますので、プロセスや留意点についてプロポーザルで提案願います。

- ⑤ 提案の中から、現地の営農状況に照らして適用可能性が高く、かつ短期間に効果の検証が可能な案を絞り込み、JICA、ウクライナ側関係者と協議する。
- ⑥ ④の結果を踏まえ、ウクライナ側関係者を協力してパイロットプロジェクトを実施する（資機材調達上限1,500万円。委託費等は別予算とする）。
- ⑦ パイロットプロジェクトの概要をまとめ、政府関係者、農家、ドナー等に広く発信する。概要をまとめるにあたっては、施設・機材の導入および維持管理のコストとインパクトをふまえた経済的な分析を行うものとする。

（４）農地除染手法の検討

ミサイル等兵器による土壌の化学物質、重金属汚染について、汚染物質の除染や客土に必要な費用、各手法による営農再開可能時期、その他環境へのインパクト等を多角的に分析し、経済的に合理的な手法を検討する。なお、地雷は本調査の対象外とする。

また、確立していない新たな手法を試すのではなく、実際に国内外で成果が確認されている既存の手法の中から、ウクライナで適用可能な手法を技術的に検証しつつ調査することとする。実際の農場で技術検証を行う場合は、戦闘状況に照らし十分安全を確保できる場所を選定し、検証作業は現地再委託を認める。または、確実にウクライナで適用でき、技術的な検証が不要と判断する場合は、経済性のみ検討することも認める。

- ① ウクライナにおける農地汚染の概況（範囲、深度、汚染物質、等）を把握する。併せて、農地除染を支援しているドナー、国際機関等について、その活動を把握する。
- ② 国内外における、土壌の除染に関する技術及び対策事例をレビューする。
- ③ ②の対策技術のうち、ウクライナの風土や実際の汚染物質に照らして適用可能な技術を絞り込む。技術適用の可否について検証が必要な場合は、検証可能な機関を特定して試験を行うこととする。
- ④ 適用可能な各技術について、ウクライナの土壌汚染に適用した場合の経済性（実施単価、必要期間、汚染物質を一時保管する場合の方法論、除染後に導入可能な営農体系、客土する場合に土壌提供元の営農へのインパクト、等）を総合的に分析する。

- ⑤ 適用可能な技術について、実施体制（実施機関、協力ドナー等、必要な資機材、外注の可能性、除染活動に係る政府補助の可能性、等）を検証し、提案書にまとめる。

第5条 報告書等

調査報告書

	報告書名	言語、媒体、部数等	提出期限
①	インセプションレポート	PPT等によるプレゼン形式 和（電子データ） 英（電子データ）	契約締結後10営業日以内
②	インテリムレポート	和（電子データ） 英（電子データ）	2025年6月20日
③	ドラフトファイナルレポート	和（電子データ） 英（電子データ）	2026年12月4日
④	ファイナルレポート	和（電子データ、製本印刷3部） 英（電子データ、製本印刷10部）	契約履行期限まで
⑤	オデーサ州灌漑・排水システムインベントリ	英（電子データ）	2024年7月26日
⑥	施設栽培向け先進技術カタログ	PPT等によるプレゼン形式 和（電子データ） 宇（電子データ）	2024年7月26日
⑦	先進施設栽培パンフレット（パイロット事業の結果及びその他アイデアも含んで作成）	PPT等によるプレゼン形式 英（電子データ） 宇（電子データ）	2026年6月19日
⑧	四半期進捗報告	進捗に加え、関連するドナ	2024年7月、10月

		一、ウクライナ政府等の動きもまとめる。 和（電子データ）	2025年1月、4月 2026年7月、10月
--	--	---------------------------------	---------------------------

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、業務計画書作成時の発注者との協議、および現地調査の進捗に基づき、最終確定するものとする。

第1章 調査の概要

- 1.1 調査の背景
- 1.2 目的
- 1.3 調査の実施体制
- 1.4 調査の行程、主要面談者
- 1.5 調査の対象範囲

第2章 農地汚染と農業生産性に関する概況

- 2.1 汚染の種類と農業への影響
- 2.2 農業生産性の推移と農家への影響
- 2.3 ドナー、国際機関の農業協力概要

第3章 オデーサ州における灌漑・排水システムの近代化に関する課題

- 3.1 オデーサ州の農業概況
- 3.2 灌漑・排水システムの維持管理概況
- 3.3 オデーサ州インベントリ調査結果
- 3.4 調査対象灌漑・排水システム及び受益地の農業概況
- 3.5 調査対象灌漑・排水システムの近代化案

第4章 先進的施設栽培の導入可能性

- 4.1 ウクライナにおける施設栽培概況
- 4.2 先進的技術カタログ
- 4.3 導入可能な先進的施設栽培アイデア
- 4.4 パイロットプロジェクト結果

第5章 農地除染

- 5.1 農地除染手法と事例
- 5.2 ウクライナで適用可能な除染手法

5.3 合理的な除染手法の特定と経済的インパクト

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	ローカルリソースの活用及び安全管理に関する全般的な方針	第3条 調査実施の留意事項 (2) コンサルタントの現地渡航の制約とローカルリソースの活用
2	灌漑事業の出口戦略	第3条 調査実施の留意事項 (4) 灌漑事業の出口戦略
3	先進技術等カタログ作成にあたっての情報収集方法	第4条 調査の内容 (3) 先進的施設栽培のパイロット活動

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：農業開発案件及び調査（紛争地における実績、及び遠隔実施の実績を高く評価する）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ウクライナ国及び中進国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本業務は2024年4月に開始し、現地業務は2026年12月までに完了することを想定する。3つの調査項目のうち、灌漑・排水システムの近代化及び農地除染の2つは調査に多くの時間を要さない見込みであるが、先進的施設栽培のパイロットについては、なるべく複数の作期に対応し、現地業務完了までにできるだけ多く情報発信することとする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 33.5 人月

2) 渡航回数を目途 全10回（通訳備上の2回を含めます。）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

通訳は、通訳備上（日本から同行）を想定していますが、現地で通訳を雇用しても構いません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 灌漑に関する各種調査
- 先進的施設栽培パイロット事業の維持管理
- 除染技術検証

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ウクライナ国「農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査」の一部

※未公開資料につき、本資料はプロポーザル作成の用途でのみ利用を認めます。コンサルタント選定後は、本資料は廃棄願います。

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

ローカルリソースを活用する場合、事業の検討段階で、以下の事項について確認し、契約書において明確化する。その詳細は1)～4)を参照する。

- (ア) 契約相手方が業務従事者に対する安全配慮を果たすことが可能であること。
- (イ) 合理的な範囲で取り得る安全対策を行うこと。
- (ウ) 安全配慮義務を契約相手方が負うこと。再委託が業務従事者たるローカル人材に対して合理的な安全配慮を行い、そのための必要な措置を講ずること。またこの必要経費を定義すること。
- (エ) 契約において必要経費を適切に支弁すること。

- 1) 本業務従事者のローカルコンサルタント等がウクライナで活動する際には、安全対策措置やJICA本部、JICAウクライナ事務所及び本邦コンサルタントの指示に基づいて十分な安全対策を講じることとし、JICAウクライナ事務所と常時連絡が取れる体制とする。本件業務実施中における安全管理体制については、必要経費を含めプロポーザルに記載すること。かかる安全対策経費に関しては、別途契約時または契約期間内で変更する。
- 2) ウクライナにおける治安情勢状況に鑑み、現地調査及び現地情報の収集に関しては、ローカルコンサルタントの雇用及びその支援・補助業務を現地再委託により実施することを認める。
- 3) 本業務再委託先のローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レ

ベル3以上の地域」もしくは「JICA安全対策措置による渡航禁止地域」（以下、「危険地域」という。）において再委託業務を実施することが想定される場合は、契約書において①再委託先が、その業務従事者への安全対策も含め、自身の責任で再委託業務を実施するように規定する、②契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する、③右に基づき、再委託先は業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する、④本契約に基づく業務渡航はJICAの安全対策措置の対象となる事を再委託先に明示し、⑤再委託先は委託先及びJICAウクライナ事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定すること、また⑥現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者（発注者）の免責について付記することを検討すること。

- 4) 再委託業務により、再委託先の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、委託先は再委託先と以下の対応について合意すること。
- ①再委託先は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。
 - ②再委託先の業務従事者は、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。
 - ③再委託先の対象地域での活動・地域間の移動は夜間外出禁止令に従い、原則として日の出から日の入りの間とする。
 - ④再委託先の業務従事者の現地での活動計画について、1か月先までの活動計画書を常時委託先および委託先を通じてJICA事業実施担当部及びウクライナ事務所の案件担当者に共有する。
 - ⑤再委託先の業務従事者の緊急連絡先を委託先、委託先を通じてJICA事業実施担当部及びウクライナ事務所に共有する。
 - ⑥本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICAが対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先は委託先またはJICAからの連絡に従う。また、再委託先が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先およびJICA事業実施担当部及びウクライナ事務所に報告する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

139,627,000円（税抜）

なお、定額計上分 36,700,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

上述（2）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	先進的施設栽培向け資機材購入	「第2章 特記仕様書案 第3条 調査実施の留意事項（3）先進的施設栽培の実施	15,000,000円	機材費	機材購入費
2	ウクライナ側関係者の第三国渡航	「第2章 特記仕様書案 第3条 調査実施の留意事	4,800,000円	日当・宿泊費・旅費	一般業務費

		項（２）コンサルタントの現地渡航の制約とローカルリソースの活用			
3	再委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 灌漑に関する各種調査 ・ 先進的施設栽培パイロット事業の維持管理 ・ 除染技術検証 	9,600,000円 4,000,000円 2,000,000円	再委託費	現地再委託
4	資料等翻訳費 (宇・露⇒英/和)		1,300,000円		一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)